

三重県地球温暖化対策計画書制度

Q & A

令和8年6月

【様式1：計画書制度について】

Q：省エネ法や温対法に基づいた計画書作成及び実績報告という理解でよいか。

A：数値の整合性を図っていただくという意味では、省エネ法や温対法に基づくという理解で差し支えありません。

【様式1：2030年度目標について】

Q：2030年度目標を記載する必要はあるか。

A：任意の記載項目ですが、国や本県が2030年度目標を立てていることもあり、事業者の皆様の中長期の目標を立てて取り組んでいただくためにも、記載をお願いいたします。

【様式1：調整後排出量と基礎排出量の違いについて】

Q：調整後排出量と基礎排出量で同じ値になることはあるか。

A：再生可能エネルギーやカーボンクレジットを利用されない場合は、調整後排出量と基礎排出量の値が同じになり得ます。

【様式1：クレジットの活用について】

Q：活用したクレジットについて、本社で一括して無効化をしている場合、三重県にはどのように報告したらよいか。

A：県としては、按分のうえで報告いただくことを想定していますが、会社で話し合っ決めていただきますようお願いいたします。

【様式1：導入する再生可能エネルギーについて】

Q：今回の見直しで、再生可能エネルギーを記入できるようになるが、例えば〇〇電力で既に調整されている場合は、どのように記載すればよいか。

A：排出係数で既に調整されているので、調整後排出量として記載をお願いいたします。
なお、電力会社から買電する場合で、契約されたメニューで非化石証書相当分が控除されている場合は、第2面に記載いただく必要はありません。

【様式1：導入する再生可能エネルギーについて】

Q：導入する再生可能エネルギーが複数ある場合は、どのように記載すればよいか。

A：改行するなどして、項目毎に記載をお願いいたします。

【様式1：認証排出削減量について】

Q：国内認証排出削減量とは、何か。

A：J-クレジット制度等、国の制度に基づいて認証された、国内の他の者の取組により削減された温室効果ガスの量です。

【様式1：認証排出削減量について】

Q：第2面の「調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の量及び海外認証排出削減量の量」について、省エネ法や温対法に基づき算定に用いることができるものに限定しているという理解でよいか。

A：お見込みのとおりです。

【別紙1：6.5ガスについて】

Q：6.5ガスの排出量について、該当する場合は記載する必要があるか。

A：排出量を把握されている場合は、記載をお願いいたします。

【別紙1：地球温暖化対策推進法（温対法）との違いについて】

Q：別紙1④非エネルギー起源CO₂について、温対法では④と⑤廃棄物の使用に伴う非エネルギー起源CO₂の合計量が3,000tCO₂の場合は記載不要とされているが、計画書制度ではどうか。

A：三重県の計画書制度では、総排出量の内訳として記載をお願いいたします。

なお、温対法では、業種ごとに記載することになっておりますが、三重県の計画書制度においては、事業所ごとに記載をお願いいたします。このため、事業所がすべて県内に存在する場合に限り、温対法様式1の第1表の添付に代えることが可能です。

【別紙3及び別紙5の記載について】

Q：エネルギーの使用の状況の様式をみると、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）の様式と酷似しているが、指定の様式に記載しないといけないのか。

A：省エネ法の指定2表の添付を可能としています。同様に、様式5についても、温対法の様式第2を提出していただくことも可能です。

【別紙5：記載項目について】

Q：記載項目のすべてに記載する必要があるか。

A：すべてに記載いただく必要はありません。記載いただける箇所に記載をお願いいたします。

【別紙5：目標について】

Q：「6. 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報」について、どのような目標を記載するのか。

A：温室効果ガス排出量の削減に関する目標について記載をお願いします。様式1では、2030年度目標について記載をお願いしていますが、2030年度以外の年度を設定し、取り組まれている場合に、任意に記載いただけます。